

安芸高田市農業委員会議事録

令和6年第2回

総 会

令和6年2月22日（木）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和6年2月22日（木）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市民文化センター4階小ホール

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第10号 農用地利用集積計画の決定について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	欠	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長
藤城 輝久 係長
中村 貴啓 主任

総会開始 午後1時30分

総会時間 45分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより、令和6年第2回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の総会に8番 黒瀬委員さんのご欠席の申し出がございます。したがいまして現在11名でございます。定数に達しておりますので、これより令和6年第2回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元のほうへ配付をさせていただいておる通りでございます。参照いただきたいと思います。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして議長により行います。5番 藤原委員、6番 山本委員、両名を指名いたします。よろしくお祈りを申し上げます。

日程第2 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号16、17、18号の3件につきまして、3番 水重委員さんお願いします。

○水重委員

3番 水重です。受付番号16、17、18号について報告をいたします。去る2月13日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしております。

まず最初に16号ですが、別図の7-16をご覧ください。申請地はですね、●●●●●●を挟んで●●●●●●●●●●の向かいにあります。譲渡人は●●に居住している3名でございます。相続により取得しましたが、耕作及び管理が困難なことにより、今回●●である譲受人に所有権を移転する申請でございます。地目は田、355㎡ですが現在畑として利用しており、引き続き譲受人が耕作するもので、周辺には何ら影響もない事を確認いたしております。

次に17号です。別図の7-17をご覧ください。申請地の左にある●●●●●●で、左方向●●に向かうと●●●●●●になります。今回ですね、そこにある●●●●●●と示してある所にある住宅を含めての所有権移転の申請でございます。譲渡人は遠方に居住しており耕作困難で管理もできないことより、この地に移住する譲受人が引き継いで住まい、耕作をするものです。住居に接した農地であり、周辺農地には何ら影響もなく、許可はやむを得ないものと確認をいたしております。

次に18号です。別図の7-18をご覧ください。申請地は先ほどの17号の申請地●●、●●●●にある整備田929㎡でございます。譲渡人は高齢のため耕作困難であることにより、所有権移転の申請でございます。譲受人は●●●●において農業に従事しており、申請地を譲り受けて営農型太陽光発電設備の下を利用して、農作物、キクラゲ等を栽培する計画でございます。ここも周辺農地等には何ら影響支障もない事を確認いたしております。

以上で16、17、18号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？よろしいですか？

質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては申請通り許可することに決しました。

次へまいります。日程第3 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号3、5、6号の3件について、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。受付番号3、5、6号について報告いたします。去る2月13日に、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしております。いずれも先月の農振除外で審議いただいた案件でございます。

まず最初に3号でございます。別図の8-3をご覧ください。申請地の左●●●とあるのが、申請人の居宅でございます。現在墓地は山中にあり、管理また墓参り等が困難であることにより、自宅に隣接している田の一部、現在畑としている場所に移設する申請でございます。周辺は申請人の土地に囲まれており、周辺農地等には支障なく、やむを得ないものと確認いたしました。





○光永委員

1番 光永です。受付番号9号について報告いたします。2月14日、推進委員、事務局、農業委員で現地を確認いたしました。図面番号8-9をご覧ください。現地はですね、●●●●●●●●より50mほど●●●●●に進み、左手に折れ、山裾まで行き、左手の方向に入っていくと現地があります。今回ですね、後ほど5条申請でも申請があるんですが、今回の申請人の●●●●●は昨年父親が亡くなり相続をされ、そして5条申請でこの後、土地の売買があります。その時にですね、この農地がまだ今は進入路として、住宅への進入路、あるいは倉庫として使われていますが、昭和50年代に右手の上に住宅という所に新築された時に、ここを進入路あるいは倉庫として、無断で転用してしまったという事で、今回始末書を添付しての申請となっております。他に適当な場所もなく周辺農地はほとんど申請人の土地であることから、やむを得ないものと見てまいりました。詳しくは別紙調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いします。ございませんか？

質疑、意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。尚、受付番号3号、5号、6号につきましては、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取することといたします。次にまいります。

日程第4 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。事務局からの提案理由の説明が終わりました。続いて担当委員の調査報告を行います。受付番号7号、12号につきましては、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号7号、12号について報告します。2月15日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。この2つの案件は、1月の総会でご審議いただいた、農振除外での案件です。

7号ですが、図面番号9-7をご覧ください。申請地は●●●●から●●●●●●●●を●●●●●●●●●●に約2km行き、右手方向に約200m行った所にある、●●●●●●●●●●の向かい側の畑189㎡と、田365㎡です。これまで製品の運搬は、外部の運搬業者に委託されていましたが、運搬業者さんが倒産され、これからは自社で運搬することになり、トラックを3台購入するために駐車場として今回の申請に至ったそうです。他の農地とは里道、農道で区切られており、周辺の農地には影響がない事を確認しました。

続いて12号ですが、図面番号9-12をご覧ください。申請地は●●●●●●●●から●●●●●●●●●●を●●●●●●●●●●に約1km行った所にある、●●●●●●●●●●の未整備田85㎡です。この土地は、以前太陽光発電等でご審議いただいた土地に囲まれており、今回、駐車場として使用するために申請されたそうです。周辺に農地は無く、問題ない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で7号、12号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。続いて受付番号8号につきまして、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。8号について報告いたします。去る2月13日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。これはですね、先月農振除外で審議いただいた案件でございます。別図の9-8をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●、●●●●●●●●の横を●●●●●●●●へ向かって、右手方向に2kmあまり入った山裾でございます。現在ですね、太陽光発電設備をすでに設置された土地の一部の57㎡が申請地でございます。この度、発電事業を譲渡しようとした際にですね、申請地が農地のままであることが判明し、この申請に至っております。すでに太陽光設備は設置されており、周辺農地等には何ら支障はなく、許可はやむを得ないものと確認をいたしました。また始末書を添付しての申請でございます。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号9号、10号につきまして、2番 秋國委員さんお願いいたします。

○秋國委員

2番 秋國です。受付番号9号、10号について、去る2月の14日午後から、農業委員、推進委員、事務局とで現地の確認をいたしましたので、その結果を報告いたします。

この案件はですね、昨年9月に農振除外の申請をなされたものでございます。まず、地図の9-9、10をご覧いただきたいと思います。上の図で中央やや右に、●●●●と書いてありますが、これが●●●●、●●から●●●●に行きます●●●●でございます。申請地はその●●のすぐほとりに2mから3mぐらい高い所に申請地がございます。尚、申請人は9番の方が息子さんと、10番の方がお父さんでございます。周りの前は●●で、後ろは山となっております。まして他の農地などへの悪影響もない事などから、やむを得ないのではないかと思います。詳しくはですね、調査書をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号11号につきまして、1番 光永委員さんお願いいたします。

○光永委員

1番 光永です。受付番号11号について報告いたします。2月14日、推進委員、事務局、農業委員で現地を確認いたしました。図面番号9-11をご覧ください。先ほど4条申請で●●●●、●●●●●という所をですね、4条申請で皆さん審議していただいたその下に、今回の●●●●●という土地があり、これを譲受人、●●さんへ今回売却するわけですが、その時点でまだ農地のままだったという事で、先ほど始末書を添付しての申請でしたが、今回は●●●●●の申請地のすぐ下に●●●●●あるいは●●●●●という所がですね、今回の申請人の実家です。●●さんのお父さん、お母さんが住んでおられる裏手に、今回新しいお家を建てて若い夫婦が住みたいという事で、今現在●●に住んでおられますが、こちらの方に帰ってくるという事で大変喜ばしい事だなど見てまいりました。他に適当な土地もなく、今回の申請は致し方ない、やむを得ないものだと見てまいりました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入りたいと思います。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？よろしゅうございますか？質疑、意見がないようでございます。したがって、これより採決に入ります。

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について申請通り許可することに賛成の委員は挙手お願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

全員賛成でございます。よって、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時11分 休憩

午後2時15分 再開

○田中会長

休憩を閉じ会議を再開といたします。

日程第5 議案第10号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

以上で事務局からの要点説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し、採決に入ります。議案第10号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第10号 農用地利用集積計画の決定につきましては、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました案件につきましては全て審議を終了いたしました。これをもちまして令和6年第2回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。大変皆様お疲れでございました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時19分 閉会